

平成26年11月10日判決書送  
平成25年(ワ)第19687号 捷客旅館請求事件  
平成26年8月25日  
口頭弁論終結日  
前日原本交付 発判所審記官  
決

2 子船の請求  
　　按告らは、原告に対し、連帶して、2234万4300円及びこの金額による利息を支拂う。  
　　成25年9月9日（被告らのうち後藤が請求された旨の請求書のヨリの翌日）から支拂ふまで年5分の割合による金利を支拂え。

新編の御文  
卷之二

卷之三

本件は、インターネット上で複数ノード間でデータを交換するため、各ノード間でデータを送受信する際の通信規格として、TCP/IPが標準化されています。TCP/IPでは、データを複数のパケットに分割して送信し、受信側では元のデータに戻す仕組みが採用されています。また、データを送る側では、データを送り終えたときにACK（確認）メッセージを送ります。この確認メッセージが受信側で受け取れなかった場合は、データを再送します。この確認メッセージのやりとりによって、データの正確性が保証される仕組みです。

を繰り返させて同社並びに代理取締役又は取締役を務めていた被控訴らが、主立的に、原告会社の代表取締役と共に事業を行つたと主張して、民法709条、719条の共通不法行為に基づき、連帯して利息料金等相当額2234万4300円(弁護士費用203万300円を含む。)の損害賠償金及びこれに対する原告の取締役として係る給付金の支払を求め、予端的に、被控訴らが、原告会社の取締役として係る遅延損害金の支払を認め、上記原状の損害賠償金及びこれに対する所定的訴訟行為を拘束する仕度を懈怠したことにつき故意又は重大過失があると主張して、会社法429条1項に基づき、上記原状の損害賠償金まで年5%の割合によることの三倍である平成25年9月9日から支払済みまで年5%の割合によることの三倍である。

前言序文 (正題序文)

卷之三

1

第1 読文  
1 主位的詔求  
主文と同質

3  
1

る株式会社であり、同社は、「直撃ドキュン」（当初のサイト名は「直アボ☆ゲット」）のサイト名であった時を区別せず「直撃ドキュン」という。」「直アラブROYAL」（当初のサイト名は「ご近所OO」）であり、その後、「ビニアラブROYAL」となり、さらに、「ビニアラブROYAL」となった。以下、特に断らない限り「ご近所OO」及び「プリンセスルベイ儿」というサイト名であつた時を区別せず、「ビニアラブROYAL」という。」「ご近所アドバイス」というサイトを運営していた（以下、これらのサイトをまとめて「本件各サイト」といい、特定のサイトを指すときは、その名称で特定する。）。

イ 告白

原告は、平成18年7月7日から現在まで訴外会社（商号を変更する前の右隣会社アロンティックエンティクンであった期間を含む。）の代表取締役を、は、平成18年7月7日から平成23年3月31日までの間、訴外会社の取締役をそれぞれ務めており、訴外会社において、被告ら以外に取締役等の役員はないなかつた。（平2）

ウ 原告

原告は、平成21年3月8日から平成22年3月26日まで、訴外会社の運営する本件各サイトの利用者であった者である。

(2) 本件各サイトの内容

本件各サイトは、いずれも、尾崎らぬ雪尚士がインターネットの掲示板や電子郵件のやり取りを通じて知り合うことができる「出会い系サイト」であり、その多くは、メール交換等のサービスを利用する際に費用が発生する仕組み（部差保金）になつている。

本件各サイトにおいても、メールを送信するなどのメール交換等に必要な操作ごとに一定の利用料金が課せられる旨が契約において定められているところ、いざかのサイトもポイント制（1ポイントを10円とし、メールを送信

するのに30ポイントを必要とするなどというもの）で、各操作をする毎にあらかじめ利用者が購入したポイントが引き落とされる仕組みとなつてゐることから、利用者は本件各サイトの利用を継続するためには、ポイントを購入する必要がある。そして、このポイントを購入するため、利用者は、銀行振込み、クレジットカード、電子マネー決済など訴外会社の用意した各種決済方法から選択して訴外会社に入金することとなつていた。

(平6『交番を含む』、10ないし16、46、弁論の全趣旨)

(3) 原告は、別紙のとおり、平成21年3月8日から平成22年8月26日まで、本件各サイトを利用し、ポイントを購入するため、日付欄記載の日付に経込方法欄記載の方法により、金額欄記載の金額を訴外会社に支払つた。その概要は、以下のとおりである。

すなはち、原告は、訴外会社に対し、①平成21年3月28日から平成22年7月25日までの間、「直撃ドキュン」のサイトでの利用について合計913万5000円を、②平成21年3月18日から平成22年8月26日までの間、「直アドゲッチャー」のサイトでの利用について合計523万円を、③平成21年3月8日から平成22年3月20日までの間、「ピュアラブROYAL」のサイトでの利用について合計393万5000円を、④平成21年3月15日から平成21年10月8日までの間、「ご近所アドバイス」のサイトでの利用について合計201万3000円をそれぞれ支払つた。原告が、本件各サイトの利用に因して訴外会社に支払つた金額は、合計で2031万3000円である。

本件各サイトにおいては、いったん購入したポイントは、返金と同時に消滅し、返金不可とされている。（平6『交番を含む』、弁論の全趣旨）

### 3 争点及び当事者の主張

- (1) 訴外会社による本件各サイトの運営は違法か  
(原告の主張)

原告は、本件各サイトにおいて、主として14人の被手方（以下「本件各相手方」という。）とメール交換をした。そして、本件各相手方は、原告に対して、メール交換が入手可能である旨を表示した。メール交換の金額が入手可能である旨を表示するに従えば数千万円ないし数百万円という多額の金額を提示しながら、メールの送受信に秘密というあり得ない不自然な語を提示して勧誘しながら、メールを用いる、メールを送るための専用回線を用いる、専用回線を可能にする回線を用いる、専用の送受信以外にドメイン名や電話番号を添付する必要があるなどとして、通常のポイント購入を持ちかけている額のポイントを解説させていること、大量のポイント購入操作等を命じ、その後の購入時に入力操作等をして、最終的に手続として、最終の請求金額を請求していること、金員入手のための手続とすると、その手続きの繰返しを要求していること、多額なポイントが消費されるよう、それをキャンセルしたり、返金や金額の手渡しを何度も約束しつつ、これが手続で多数のメール送受信を強いてしことなど、全く合理性のない、多額のポイントを消費させる行為を指示して取扱いしなくしたりして、確認のため、極めて多額のメール送受信を強いてしことなど、全く不合理の人物、いわゆるタクラ（アカウント）が作り出したことからかうすれば、海外会社が作り出した架空の人物、いわゆるタクラ（アカウント）が開設されているのである。

「サクナ」という)であることをおもに。原告を好みに各サイトにて誘導  
モレして、源外会社は、本件各サイトにおいて、原告を好みに各サイトにて誘導  
いたは自然発生し、各サイト内で、サクラを選定して、かつ、サクラであるこ  
とを察して、原告に対して資金提供やそのたかの面会等の利益ないし役務の提  
供をする意図もないのに、あるようになつた虚偽のメールを送信し、サイト制  
作、サイト利用料金名目等で多額の金員の入金を求め、錯誤に陥つた  
原告が困りし、サイトを利用してのメールの送受信を繰り返させ、そのためには必  
要なポイントを購入させて多額の金員を支払わせたものである。このように、  
本件各サイトは、金等として、利用者から会員登録等に際して本件各サイ  
本件各サイトは、これらの中の利害者の媒等に乘じて本件各サイ  
本件各サイトは、金等として、利害者から会員登録等に際して本件各サイ  
のメールを利悪せ利害者金等を支払わせるという源外会社の一連の行為は

主の主張

本件各種手帳がチラノ（おひこ）にての通りについて知らぬ。

認する。本件各相手方と原舌との、一級会社による取扱行為を行つてはいたか（主位的請求）。

〔被官の二三の特徴〕、いたことは認めるが、その線は当論の範囲を

医療等の専門知識が豊富な先生が監修を務められたか（子備的請求）。

(3) 指告らに、任否懇意及び露意文書を以て二

1  
45

(原告の主張)

ア 被告は、訴外会社の代表取締役として、訴外会社の業務を遂行ねつ道正に遂行し、第三管にしお詫び等の遂行行為を行わないよう監禁するべき義務を負っていたにもかかわらず、訴外会社においては組織的遂行行為が継続して行われていたのであるから、訴外会社に対する任務を懈怠していたものである。

イ また、被告は、訴外会社の取締役として、訴外会社の業務が遅滞するようすで監禁するようすで監禁・監督すべき義務を負っていたにもかかわらず、訴外会社に対する任務を懈怠していたものである。

ウ 訴外会社による出会い系サイトを利用しての詐欺行為は、極めて組織化された詐欺行為であり、このような相手の人的組織・物的結構を要する詐欺行為を行なうにあたり、会社の隸属である取締役が関与していないことは通常考えられないことから、被告らが訴外会社に対する任務を懈怠するにあたり、懲戒であったことは明らかであり、少なくとも重大な過失があった。

(被告の主張)

原告の主張（主文抗辯状・子儀的請求弁護）

(原告の主張)

原告は、被告らのサクラを度つた詐欺行為により、訴外会社に対し、平成21年3月8日から平成22年8月26日にかけて、サイト利用料金名目等で合計2031万3000円を索取された。

そして、原告は、かかる損害を回復すべく、訴訟代理人らを依頼して本訴訟提起を余儀なくされたことから、被告らの共同不法行為との間に相当因果関係が認められる弁護士費用としては、203万13000円をもって相当とするべきである。

(原告の主張)  
否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定本件

認定事実（認定事実の末尾に記載する。）及び余論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、平成22年5月に退職するまで会社員であったが、平成20年5月から自宅に妻と子供を残して大阪府で単身赴任生活をしていた。原告は、日頃から、ヤフーのアンケートを複数して、参加無料のパパ活サイトに登録し、パパ活に応募していたが、そうしたなかで、原告のメールアドレスに、「奥金をお渡します!」というタイトルのメールが届くようになった。

原告は、平成21年3月これらメールのうちの一つに返信をして、そのメール相手のためにはじて、ハンドルネームを「ナイショ」とし、出会い系「大坂」、年齢を「50歳」、性別を「男性」として本件各サイトのうちの一つに登録した。その後本件各サイトの本件各相手から原告宛てのメールが大坂に送られてきた。(甲9、48、88)

(2) 原告と本件各相手方とメール交換等のやりとりは、下記ないしエのとおりである。

ア 「恋愛ドキニン」におけるメール交換等

① はるなどのメール交換等  
原告は、平成21年3月、はるなど名乗る者から、自分はファインシステム会社を経営する社員であり、コンビニーターに詳しく、指示に従うなら、金銭（3000万円から1億円）を特別な手段で供与できる旨のメールを受信した。

原告は、はるなどメール交換を開始したところ、はるなは、メールで、クレジットカードデータと称して、原告の使用するクレジットカードでちつて、指定の時間内に指定の金額のポイントを購入すれば、カード会社の機能に操作動をおこしてショッピングの限度条件を広げることができる

こと、また、原告がサラ金会社からの借入れと短期間での完済を繰り返すことにより原告は、まるなとのメールの往来を得た後、支払を遅滞させて一旦借用をなくしてサラ金会社の迷惑を引いた上ではなるが金額の返済をすることがなり、原告の借后が上がって5000万円の損失が可能になります。」などといったメールと共に、これらまでの手続が全て無駄になります。」などといつたメールと共に、次々に原告が送られてくるので、多機回のやりとりをさせられた上に、金員を受け取ることはできなかつた。

(平4.1, 4.2, 9, 37『枚面を含む。』, 38『枚面を含む。』, 3

などを伝えてきた。原告は、まるなとのメールのやりとりをはじめてこれらを慣用するようになり、まるながらの金融業者等に期待して、まるなの指示に従つて、平成21年4月13日から同年5月15日までの間に、35回、129万円分のポイントカード決済で済入し、また、原告は、同月13日から24日までの間、サブ金会社の借入れと、その後の返済を繰り返し、さらに、上記借入金を原資としてビックトキナシニ（電子マネー）を購入して、同月26日から28日までの間に、「陸運ドキニン」の利用のためにビックトキナシニにより270万円を入金するなどした。

しかし、結局、原告はまるながら金員を受け取ることはできなかつた。  
② 『財務監査基準』板東舞衣とのメール交換  
原告は、まるなとのメール交換を行つて行つて、『財務監査基準』の板東舞衣（以下「板東」という。）と名乗る者から、会社で3000万円の利益が出たので確認で受け取つて欲しい旨の原告の申出のメールを受信した。原告は、板東とのメール交換を開始し、受け取りのための口座番号をメール送信しようとすると、板東は、このサイトでは口座番号を送ることはできないとして、数字と英文字を組み合わせた暗号を返信するように指示され、原告が返信すると、板東は、次々と異なる暗号を返信することも指示された。板東から指示され返信方法は、メールアドレスと電話番号を添付し

て返信メールを送るといふものであったが、上記のメールアドレス添付等は、「陸運ドキニン」の運営規約上、並なるメール送信にて大差ないに至つて、多大なポイントを消費することとなつた。

しかし、結局、原告は、板東が求めた手續が終了することなく、「今やめたら、これまでの手續が全て無駄になります。」などといつたメールと共に、次々に暗号が送られてくるので、多機回のやりとりをさせられた上に、金員を受け取ることはできなかつた。

9, 42『枚面を含む。』, 48, 88, 弁論の全趣旨

イ 「陆アドゲッティー」におけるメール交換等  
① 「セシブな处女姫♪19歳エミ☆」とのメール交換等  
原告は、平成21年3月、「セレブな处女姫♪19歳エミ☆」（以下「エミ」という。）と名乗る者から、原告が大阪市淀川区帝塚山に住んでおり、父娘が経営するアベンル系会社の社員であつて、サイト利用の目的は同じく手を使つことであり、祖父が裕福なためか高いがいくらでももらひかるから、話しこそになつたり、金つくれたりしなければおれはおれに数千万をあげる旨の申出のメールを受信した。

原告は、エミとメール交換を開始し、その申出が一定程度実現可能なうと想定するようになつた。エミは、原告とのメールのやりとりの中で、平成22年4月から8月までの間に8回の正会を終了したが、待ち合わせ場所として大阪市の店や時間を指定してきては、これを変更したり並回したりするなどの行為を繰り返し、原告はエミとの連絡のため毎に多巣回にわたりメールを受信をし、そのためには多大なボイントを消費した。しかし、結局、原告は面会することができず、金員を受け取ることもできなかつた。

- ② 「年齢 100 歳円・恭子〔40歳〕」とのメール交換等  
原告は、年齢が 100 歳ある会社の経営者恭子とを取る者から、締約者（後に夫となつた）に不満があり、原告と面会して性交渉すること及びその対価として返飯な現金を支払う旨の申出のメールを受信した。  
原告は、これに期待して恭子とメール交換を開始し、両人の申出を信じるようになつたところ、恭子は、直前にサイト内メールで面会の希望日時、約束場所を指定してきたが、とともに原告が仕事で面会が無理な時間帯を指定したり、約束しても突然反故にされたりした。原告は、恭子との連絡のため常に多箇回にわたりメール送受信をし、そのためにも多大なポイントを消費した。
- しかし、結局、原告は面会することはできず、金員を受け取ることもできなかつた。
- ③ 「恭子・ベンク 医療科学研究所 恭子〔33歳〕」とのメール交換等  
原告は、恭子・ベンク 医療科学研究所の就職である恭子と名乗る者から、研究所の業務上、恭子の恭子が必要で原告の年齢から研究条件に合致するので採取の必要があるとして、採取対象者として原告をして、恭子専用の対価を支払う旨の申出のメールを受信した。
- 原告は恭子とメール交換をしてこの指定に応じることとしたが、原告は、恭子取得の対価等の連絡や、恭子が 3 回にわたり面会約束をしたものの、当日になつて面会を断つたり、理由を付けて反故にしたりしたために、原告は、恭子との連絡等のために多大なポイントを消費した。  
そのためにも多大なポイントを消費した。
- しかし、結局、原告は面会することはできず、金員を受け取ることもできなかつた。
- ④ 「グローバル投資銀行取扱人〔34歳〕」とのメール交換等  
原告は、平成 22 年 1 月ごろ、グローバル投資銀行の頭取婦人を名乗る

者から、支渡金 9000 万円を受け取るつもりがあるかとの申出のメールを受信した。

原告は、前記申出に期待してメールのやり取りを開始したところ、頭取婦人は、原告の住所近くのレンタルビデオ店、病院、ホテルの部屋などを待ち合わせ場所に指定しながら、場所を突然変更したり、待ち合わせ場所に来ているとしながら実際には連れなかつたりした。原告は頭取婦人と少なくとも 7 回面会の約束をし、原告は、頭取婦人ととの連絡等のために多箇回にわたりメール送受信をし、そのためにも多大なポイントを消費した。

しかし、結局、原告は面会することはできず、金員を受け取ることもできなかつた。

- (平成 4 年 3 月 4 日、40 《授業を含む》、48、88、弁論の全趣旨)  
ウ 「ビニアラブ ROYAL」におけるメール交換等
- ① 「IT 企業取締役〇〇」とのメール交換等  
原告は、平成 21 年 3 月、「IT 企業取締役〇〇」と名乗る女性から、会社経営についての相談相手になつてくれば 3000 万円を渡す旨の申出のメールを受信した。
- 原告がメール交換を始めたところ、「IT 企業取締役〇〇」は、「JR 高速バス待ち合わせ場所として指定してきたが、何回待ち合わせをしても両人は現れることはなく、原告はメール交換のために多大なポイントを消費した。
- ② 「固定資産管理人〇〇」とのメール交換等  
原告は、同月 16 日、「固定資産管理人〇〇」と名乗る者から、会社の固定資産を管理して生じた 2000 万円の残余金を受け取つて欲しい、ついでに債務等に付れないための特殊な領収システムを利用する必要がある、そのためには原告において皆を岩倉する必要がある旨の申出のメールを受信した。

原告は、その指示に従つて数字とアルファベットの組合せの暗号を数回にわたりメールの添付をしたが、いつまで経つても作業指示が終わらず、原告は多忙のためにメールの送受信をし、そのためにも多大なポイントを消費した。

しかし、結局、原告は、金員を受け取ることはできなかつた。

④ 「外科医〇〇」とのメール交換等

原告は、同年5月10日、「外科医〇〇」と名乗る者から、括弧内に記載する旨の平出のメール相談手になつてくれれば600万円を会つて手渡す旨の平出の平出のメールを受信した。

原告は、メール交換を繰り返し、指示に従つてJFE新大阪や高崎支店等に行き両人を待ち続けたが、同人は一度も現れなかつた。原告は、遅延等のため多數回にわたりメール送受信をし、そのためにも多大なポイントを消費した。

しかし、結局、原告は面会することはできず、金員を受け取ることもできなかつた。

⑤ 「S三井神谷／個人情報開示可」とのメール交換等

原告は、同年8月初め頃、S三井神谷と名乗る者から、個人が「プリンセスモバイル」「(ビニアラブローヤル)」の前の(サイト)のS三井としており、社員から現金が支して1600万円の金を処分するよう指示しているので受け取つて欲しい旨の平出の平出のメールを受信した。

原告は、これに折特してメール交換を開始したが、S三井神谷から、原告の本名と電話番号が必要で、これをサイト内メールで送るために、多數回これらを添付したメールを送信し、データーに金を擲げて文字化けせず送れるようになる必要があります。これを行為は原告は座に1600万円を振り込むことができると言つた。またその過度で迷惑回線を購入するよう指示されたり、口座番号等の1文字を5回ずつ、メールアドレスや専

結果等添付のメールで送信するよう指示された。

原告は、S三井神谷からのこれらの指示に従つて多數回にわたりメールの添付をしたが、上記のメールアドレス添付等は「ビニアラブローヤル」の運営規約上、単なるメール送信に付加して大きなポイントを必要とするものであつたこともあり、そのためにも多大なポイントを消費した。

しかし、結局、原告は金員を受け取ることはできなかつた。

⑥ 「銀行員まゆ」とのメール交換等

原告は、同年12月ごろ、銀行員まゆと名乗る者から、説教している銀行で余票金が出たので300万円を渡込み又は直接手渡しをしたい旨の平出のメールを受信した。

原告は、金員が戻えるものと期待してメール交換を開始したが、銀行員まゆは、原告の金員レベルを開始する必要がある、文字化け対策として、専用言語の解説をする必要があるなどとして、その要旨としてピックキヤンシニ20万円を挿させた。

しかし、結局、原告は金員を受け取ることはできなかつた。  
(平4の1, 4の4, 9, 41《説教を含む。》、48, 88, 年齢の金額等)

エ 「ご近所直アドロモ」における「モモ」、「三治医〇〇」及び「医〇〇」とのメール交換等  
原告は、平成21年3月、不治の病で入院しているという「モモ」という患者とその「三治医〇〇」を名乗る者から、モモの両親の遺産を受け取つて下さい、ついで、サイトへの登録をし、現実の接込みを担当する「医〇〇」の指示に従ううらめるメールを受信した。

原告は、「添込住所人の〇〇」から数字や記号を送る際、メール添付やアドレッス添付にテニックを入れて差込する必要がある、指示どおりの住所を送信すること、途中で止まないことを管うこと、古紙のポイントが必要なので、まとめたポイントを用意して貰う必要があると告げられた。

原告は、その指示のままに多数回のメールの送受信をし、そのためには多大なポイントを消費した。

(甲4の1、4の5、9、48、88、弁論の全趣旨)  
しかしながら、原告は金銭を受け取ることはできなかつた。  
なお、以上のアないエの本件各相手方のほかに、本件各サイト内でメール交換した者は2、3人いるが、それらの者からのメールも、暗号を入れると金銭を贈与するなどと申し出るものであつた（以下、本件各相手方を含めて「本件各相手方等」という。）。（甲9、48、88）

(3)訴外会社は、平成23年頃、勤務形態を「24時間シフト制」として、パソコンのメールオペレーターの募集をしていた。（甲44の1・2）

(4)原告代理人らは、平成24年10月、「翌アドデッティニー」に、地域及びハンドルネーム等を変えて女性名で3件の登録をしたところ、その3件のアドレス宛に数分後から大量のメールが届いた。そのメールは、3件とも「委を知らぬい男（代理取締役）」など同一者の相手方からのものであり、その内容も財産の譲渡を示唆する全く同一の文言であった。原告代理人がそれちに返信をすると、次々とサイト運営会社への入金を促す闇黙のメールが繰り返された。これらのメールは、3件とも同一者で、同一時刻に送られることが多く、その内容も同一であるが、登録地域に応じて待ち合わせ場所や巻き取りのプロフィール（出身地）などは変えていた。（甲53、甲54）

(5)原告は、本件各相手方等がいざれども本件各サイトの一つの会員であり、その半出の内容（出会い系や金銭の供与等）が一を理由には実現できる可能性があるものと信じて、メール交換を怠け、本件各サイトのポイントを購入したのであり、本件各サイトを利用していた期間（約1年6か月）の訴外会社への入金の概算は、銀行振込みによる方主が404回、電子マネー（ビットキャッシュ）を購入する方法が1188回、クレジットカードを利用する方法が123回という多數回に及ぶものであった。原告は、本件各相手方等がザクラであり、その半出

がおよそ実現できないものであることを知つて、次は、ポイントを購入してメール交換することにななかつた。（甲4『狡姦を含む』、9、48、88）

(6)独立行政法人国民生活センターは、平成23年12月1日、出会い系サイトで、ここ数年、資金援助を持ちかけてメール交換をさせ、利用者が高齢の利用料の支払をする詐害が発生しているとして注意を呼びかけ、また、平成24年4月19日には、サイト業者に懲戒したサクラが、愛迪、タレント、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、消費者の様々な気持ちを利活用し、サイトに誘導し、メール交換等の専門サービスを利用させ、その度に支払を強制させるという「サクラサイト」商法による詐欺に注意するよう呼びかけた。（甲12、13）

## 2 爭点1）（訴外会社による本件各サイトの運営の違法性）について

(1)前記第2の2及び前記1で認定した事実によれば、本件各相手方等からの半出は、いずれも、見ず知らずの原告に対し、指示に従えば数百万円ないし数千万円という多額の金銭を手渡す、届けし、あるいは採取対象となつてくれば相当の金額を支拂う等、運営ではあり得ない不自然な詐で、そのいわずについても全く実現していないのであって、これらのことからすれば、本件各相手方等がその半出にかかる力を実現する意図や能力を有していないことは既に認められるところである。

(2)次に、本件各相手方が架空の人物、すなわちザクラであったと認められるかについて検討する。

ア 前記第2の2及び前記1で認定した事実によれば、本件各相手方は、原告にたゞし、資金提示の申出をしつつ、原告が資金を尽らされるようにするために必要であるとして、①多額のビットキャッシュの購入を指示してこれを購入させ（はるな）、②専用回線が必要である、メール送信には契約上、多くのポイントを必要とするメールアドレス、専用番号を添付する必要があるなどと指示をして、通常のメール送受信以外にも多大なポイントを消費させ（仮想）。

SE特会、銀行員まゆ)、③時局や、口腔器唇の入力操作等を命じ、さらば。  
入力ナベべき場所を何度も変更して送信するよう指示をして多大なポイントを  
消費させ(返済、画定資産賃貸人〇〇、S.E特会、該社は個人〇〇)、④西会  
や金員の手渡しを約束して待ち合わせ場所を指示するものの、これをキャン  
セルすることを繰り返し、連絡等のために多枚回のメール送受信をさせて金  
大なポイントを消費させ(エミ、恭子、奈津美、郵取端末人、IT企業部端役  
〇〇、外科医〇〇) いるところ。これらの指示には何らの合意性はないだ  
けでない。むしろ、上記指示の目的は、いかにも原告にできるだけ多くのポイ  
ントを消費させるように仕向け、本件各サイトを利用させてるためにポイント  
を購入させて、春外会社に酵素の金員を支払わせることにあると認められる  
として、本件各相手方が、原告と同様のサイトの一歩の会員であるとする  
は、本件各サイトの運営者向上、本件各相手方にも利息料金の負担義務が生  
じることになるはずであるが、そのような状況が理由ではない  
件各サイトの利用を統制して前記のような申出をする合理的な理由は見い  
だされない。それにもかかわらず、本件各相手方がそのよう  
な行為をどこどこと、それにもかかわらず、本  
件各相手方には利息料金を支払わせようとしている事実は、本  
件各相手方には利息料金の負担義務が際せられておらず、原告が利息料金を  
支払うことにより銀行会社に利益を得ることを図して行動しているとい  
うを指摘せざるものである。

以上は、本件各相手方と同様の特徴を有していた前記1件がの本件に  
方以外の2ないし3人の者にも当てはまるというべきである。

また、前記1件のとおり、原告との間係だけでも14人の形々の人  
名乗る者が巡回にメールの送受信をしていること、前記1件のとおり同  
代理人から見た体験でも、サイトにアクセスすると対面の距離を示す  
同一内容のメールが送信され、これに返信をすると次々とサイト運営者  
の入金を促す個別のメールの送信が繰り返されていることが認められ

したメール交換等の態様からすれば、本件各サイトにおける者が争うが利益を図るために会員とのメール交換等を担当する者に対する報酬が、販売会社においてメールオペレーターに付与されるべきである。前記13のとおり、メール送信されることを禁ぜると、本件各サイトにおいては、メール送信データを転換していたことを禁ぜると、本件各サイトが運営されている事実が推認されを確実に掲示する者から会員宛にメールが送信されている事実が推認されを確実に掲示する者から会員宛にメールが送信されるべきである。

セラに、前記116のとおり、本件とは別に附記において、西海岸をソ  
ル。 ターが、出会い系サイトで資金強制を持ちかけて利用者にメール交換をさせ  
る類の利用料を受取させる悪徳が発生しており、その手口として、サクラを  
使用してメール交換等をさせらるものがある旨の注意喚起をしているところ。  
懿さんから本件を着手方と原告とのやりとりは、上記注意喚起に現れ  
たものである。

たものとその手口においてメール交換した本件各様  
エ 以上を総合すると、原告が本件各サイトにおけるメール交換した本件各様  
手方等は、実生する一派の会員ではなく、架空の人物、すなわち、サクラで  
あり、そうした架空の人物は、部外会社の利益を図るために会員とのメール  
交換等を担当する等によつて演じられているのであつて、そうした者から原  
告にはメールが送信されていたことが認められる。

(3) 以上によれば、訴外会社は、メール交換の相手がアノーンメントであつて、託金請求やそのための回金等の利益や恩恵をする意図はないのに、それがおるようにならざりし時にメール送信を担当する者に虚偽のメールを送信させ、それらが一定額を実現する可能性があると原告を誤信させ、原告に役立たないし利益の获得のためにメール送信等の手段が必要であるとのた、前記委託料金の主張過成のために原告を誤信させ、利用料金等の名目で多額の金額の差支を申し立ててその旨原告を誤信させ、虚偽の差支を主張して原告を誤信させたといえ、本件は訴外会社が組織的に行つた詐欺行為であつて、虚偽であるといふべきである。

したがつて、訴外会社は、原告に対する不法行為責任を負う。  
3 爭点(2) (被告らが実行して、訴外会社による訴状行為を行つていたか)について

前記2の認定に係る違法な本件各サイト運営の態様からすれば、訴外会社は、本件各サイトを利用して訴状行為を行うために、メールの送受信や履歴管理及び支払決済の管理に必要な人的・金銭的にストをかけていることが認められ、実際にも訴外会社は、平成22年にはメールオペレーターを新築していたところである。そして、被告らは訴外会社の取締役であり、その他に役員はないこと、訴外会社は、本件各サイトの運営以外の事業を行つている形跡は認められないこと<sup>19</sup>に加えて、被告らは、本件訴訟の遂行を弁護士に委託して防御を行つており、被告らが訴外会社による訴状行為に際していないのであれば空島に反論することができるのであるから必ず実質的な反論をしていないこと、被告らは適切な呼出しを受けたにもかかわらず、手簡の捺印に具體的な間隔距離を明らかにしないこと等の事実を総合して考へると、代表取締役である[REDACTED]はもちろん、元総務である[REDACTED]においても、訴外会社が本件各サイトを利用者への訴状の送り出しとして用いていることを認識し、訴外会社による訴状行為を共謀のうえ共同で行っていたものと認められる。この認定を覆すに足る証拠はない。

#### 4 爭点(4) (原告の損害)について

原告が本件各サイトにおいてメール交換をした結果（本件各相手方等）は、前記のとおりすべてサクラであるから、原告の損害は、本件各サイトの利用料金等として支払った金員の全額である金計203万3000円であると認められる。

また、原告は、本訴の提起、遂行に訴訟代理人らを委任して訴訟行為に当たらせたことが認められるところ、本件事件の結果、訴訟代理人らの訴訟行為、前記損害を含むその他一切の手数を考慮すれば、前記損害の1割に相当する弁護士費用203万1300円も本件不法行為と相当因果関係を有する損害であると認め

られる。

5 以上のとおり、原告の主張の論拠は理由があるから、予期的請求の可否（争点(3))については判断を要しない。

#### 第4 結論

以上のとおりであるから、原告の本件主張的請求は理由があるからこれを認容することとして、本文のとおり判決する。

東京地方裁判所民訴第42部

木 納 敏 和  
佐々木 健一  
岩崎義則官  
裁判官  
小 泉 敬祐

錄人自告代理人原